

【別添】



指 第 5 5 3 号
令和6年12月16日

各指定介護保険施設・事業所 管理者 様

岡山県子ども・福祉部指導監査課長

指定介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止の徹底
及び介護サービスの適正な運営の確保について（通知）

今般、県内の指定介護保険施設、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所において、介護保険法（平成9年法律第123号）第88条第6項、同法第74条第6項及び同法第115条の4第6項に規定する「要介護者（要支援者）の人格を尊重する」義務に違反する事実（施設従事者による入所者等への虐待）が確認され、指定の一部の効力を停止する行政処分が行われるという不祥事が発生しました。

このような事案が発生したことについては、誠に遺憾であります。

各施設・事業所におかれては、今回の事案発生を踏まえ、改めて高齢者虐待防止に係る自己点検及び従業者に対する虐待防止研修を実施し、高齢者虐待防止の一層の徹底を図ってください。

また、県条例に規定された基準を遵守し、高齢者虐待の防止や身体拘束の禁止など、高齢者の尊厳を守る適正な事業所運営の確保に万全を期すよう通知します。

<担当者>
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県子ども・福祉部指導監査課
住吉・田野口
TEL：086-226-7917 FAX：086-226-7919